

**令和 7 年度ぐんまスペース&エアロプロジェクト
「地表変動検知システムの行政課題活用事業」委託仕様書**

委託者群馬県（以下「県」という。）と受託者が実施する、令和 7 年度ぐんまスペース&エアロプロジェクト「地表変動検知システムの行政課題活用事業」の仕様を次の通り定める。

1. 業務の名称

令和 7 年度 ぐんまスペース&エアロプロジェクト
「地表変動検知システムの行政課題活用事業」

2. 業務の趣旨・目的

群馬県では、今後、宇宙ビジネスの市場成長が見込まれていることから、宇宙ビジネス創出支援を施策に位置づけており、令和 3 年度から継続的に取り組んでいます。中でも、衛星データの利活用は著しい成長分野とされており、県内でも昨年度までの支援施策によりこのビジネスに取り組む企業が現れ始めています。

そこで、昨年度に引き続き衛星データ解析企業の育成・サポートを行いながら新たに群馬県の行政課題への衛星データ活用の検証を行うため、地表変動検知システムの行政課題活用事業を行います。本事業により、衛星データ利活用ビジネスに取り組む企業への実績の創出および衛星データ活用によって行政課題の解決が可能か検証するものです。

つきましては、本事業を公募型プロポーザルにより募集します。なお、本事業は事業全体の情報を可能な限りオープンで進めますので御理解願います。

3. 業務委託内容

（1）衛星データを用いた地盤変動推移モニタリングシステム「LIANA」の改修

県が（株）スカパーJSAT と契約の締結を予定している「地表変動検知システム基盤提供事業」により提供される衛星データを用いた地盤変動推移モニタリングシステム「LIANA」について、課題提供所属とミーティングを行い、衛星データの解析およびシステム改修を行い、行政課題解決のためのソリューションの手法を提案すること。

ア. 業務内容

下記項目に係る業務を実施すること。

- （ア）課題提供所属とのミーティング
- （イ）LIANA 改修等の実施
- （ウ）報告書の作成・提出

イ. 課題提供の内容

群馬県全域での不法盛土の抽出（建築課）

ウ. 課題提供所属とのミーティング

ミーティングは、次のとおり実施すること。

- （ア）場所
群馬県庁、地域機関、または web ミーティング
- （イ）要求事項
 - ・ ミーティングの場所については課題提供所属の所在地、県庁または web ミーティングのいずれにも対応できること。
 - ・ ミーティングは事業実施内容を決定するために必要な回数実施すること。

- ・解析等の結果について課題提供所属に報告するためのミーティングを行うこと。

エ. LIANA 改修等の実施

改修等はミーティングの結果、課題提供所属から提示された事項について改修等を行うこと。

オ. 事業報告書の作成・提出

本事業で実施した内容に関して、事業報告書を作成し、令和7年2月27日までに提出すること。事業報告書は任意様式とするが、提供課題ごとに以下の事項を記載すること。

(ア) 事業開始前のミーティング結果

- ①日時
- ②参加者
- ③ミーティングの内容及び決定内容

(イ) LIANA の改修結果

- ①改修に係る内容・検討事項
- ②改修手順
- ③改修に利用した衛星データ

(ウ) 改修後の LIANA について

- ①操作方法や改修による変更点
- ②改修結果の考察

(エ) 改修結果報告のミーティング結果

- ①日時
- ②参加者
- ③課題提供所属からの意見等

(オ) ソリューションに関する提言

LIANA を活用した新たな行政課題解決のためのソリューションの概要、そのために必要となる外部データ等を含む自由記載とする。

4. 成果指標 (KPI)

本業務の成果指標は以下のとおりとする。

- ア 課題に対するシステム改修の実施 1 件
- イ 課題に対するソリューションの提言 1 件

5. 業務委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

6. その他留意事項

(1) 成果品の帰属

本委託により作成された成果品に関する全ての権利は、県に帰属する。ただし、県からの委託料以外を原資として作成された成果品に関しては、この限りでない。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、群馬県個人情報保護条例（平成12年6月14日条例第85号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) 秘密の保持及び情報の管理

ア. 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ. 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、自己のために利用してはならない。但し、本業務以前に既知であったものについてはこの限りではない。これらは委託業務終了後においても同様とする。

ウ. 個人情報、企業情報等の管理に当たっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、再委託を要する業務の内容、再委託先の概要等について県に協議し、了解を得なければならない。

(5) 経費に係る注意事項

ア. 本業務は内閣府が所管する地方創生推進交付金を利用して行うものである。そのため、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県又は会計検査の求めに応じて直ちに閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

イ. 本業務の経理を明確にするため、受託者は、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

ウ. 本業務の経費は、原則として県からの委託料及び受託者の負担により賄うこと。なお、業務を円滑に実施するため、委託金額を超えて経費を支出する場合は、あらかじめ県と協議すること。

(6) その他

ア. 本事業を実施するに当たり、法令、国及び県の会計・財務規定等を遵守して処理を行わなければならない。

イ. 県及び受託者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行に当たり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく協議し、受託者は県の指示に従わなければならない。

ウ. 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。